第5回
定時株主総会
招集のご通知

思いを預かる。思いをつなぐ。
東京きらぼしFG

開催日時
2019年６月27日（木曜日）
午前10時（受付開始午前9時）

開催場所
きらぼし銀行本店（青山オフィス）
８階会議室
東京都港区南青山三丁目10番43号

第５回定時株主総会会場は、きらぼし銀行本店です。
末尾の「第５回定時株主総会会場のご案内」をご参照いただき、
お間違いのないようご注意ください。

決議事項

第１号議案　取締役９名選任の件
第２号議案　補欠監査役１名選任の件

目　次

第５回定時株主総会招集のご通知 …… 2
インターネット等による議決権行使のご案内 … 4
株主総会参考書類 …… 5
事業報告 …… 20
連結計算書類 …… 46
計算書類 …… 49
監査報告書 …… 52
第５回 定時株主総会会場のご案内…… 裏表紙

株式会社 東京きらぼしフィナンシャルグループ
証券コード：7173

ごあいさつ



皆さまには、平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

当社グループは「首都圏における中小企業と個人のお客さまのための金融グループとして、総合金融サービスを通じて、地域社会の発展に貢献します。」という経営理念のもと、首都圏においてお客さまから真に愛される地域№1の都市型地銀グループを目指しております。

2018年5月1日に、子会社の東京都民銀行、八千代銀行、新銀行東京の3行が合併し、「きらぼし銀行」として新たなスタートを迎え、当社の商号も「東京きらぼしフィナンシャルグループ」に変更いたしました。同時に、2021年3月までの3年間の中期経営計画「スタートアップ☆きらぼし」を策定しております。お客さまからの信頼を得て「ファーストコール」をいただける銀行を目指し、「対話」を起点としたビジネスモデルの構築やコンサルティング機能の強化を図るさまざまな施策に取組んでおります。

この間、2018年7月に発覚した、きらぼし銀行における不祥事につきましては、株主の皆さまやお客さま並びに地域の方々にご心配、ご迷惑をおかけしましたことを、心からお詫び申し上げます。

今後とも「金融にも強い総合サービス業」という将来像に向け、グループ一体となって地域経済の発展に貢献していく所存です。引き続き、当社グループへのご支援とご愛顧を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

2019年６月

代表取締役社長

味岡 桂三

(証券コード　7173)
2019年６月７日

株　主　各　位

東京都新宿区新宿五丁目９番２号
株式会社 東京きらぼしフィナンシャルグループ
代表取締役社長　味　岡　桂　三

第５回定時株主総会招集のご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。
　さて、当社第５回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。
　なお、当日ご出席願えない場合は、書面（議決権行使書）又は電磁的方法（インターネット等）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2019年６月26日（水曜日）午後５時までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬　具

記

１．日　　時　2019年６月27日（木曜日）　午前10時（受付開始午前９時）

２．場　　所　東京都港区南青山三丁目10番43号
きらぼし銀行　本店（青山オフィス）８階会議室

３．目的事項

報告事項

１．第５期(2018年４月１日から2019年３月31日まで)
事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
２．第５期(2018年４月１日から2019年３月31日まで)
計算書類の内容報告の件

決議事項

第１号議案　取締役９名選任の件
第２号議案　補欠監査役１名選任の件

4．議決権行使についてのご案内



株主総会ご出席による議決権行使

当日総会にご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

開催日時	2019年６月27日(木) 午前10時 (受付開始　午前９時)



郵送（書面）による議決権行使

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否を表示していただいたうえ、行使期限までに到着するようご返送ください。

行使期限	2019年６月26日(水) 午後５時到着分まで



インターネット等による議決権行使

当社指定の**議決権行使ウェブサイト**（https://www.e-sokai.jp）にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内にしたがって、行使期限までに議案に対する賛否をご入力ください。

行使期限	2019年６月26日(水) 午後５時まで

詳細は次ページを参照ください

(1) 重複行使の取扱い
書面及びインターネット等による議決権行使を重複して行われた場合は、インターネット等による議決権行使を有効なものとさせていただきます。
また、インターネット等による議決権行使を複数回行われた場合は、最後に到達した議決権行使を有効なものとしてお取扱いいたします。

(2) インターネット開示事項について
本招集のご通知に際して提供すべき書類のうち、計算書類の「個別注記表」及び連結計算書類の「連結注記表」につきましては、法令及び定款第18条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（https://www.tokyo-kiraboshifg.co.jp/stock/shareholder.html）に掲載しておりますので、本招集のご通知の添付書類には掲載しておりません。
なお、本招集のご通知の添付書類に記載しております計算書類及び連結計算書類は、会計監査人及び監査役が会計監査報告及び監査報告の作成に際して監査した書類の一部であります。

以　上

◎当日総会にご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、資源節約のため、この「招集のご通知」をご持参くださいますようお願い申し上げます。
◎株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類の内容について、修正が生じた場合には、当社ウェブサイト（https://www.tokyo-kiraboshifg.co.jp/）において、修正後の事項を掲載させていただきます。
◎当日は節電のため会場内の冷房を弱めに設定する予定でございますので、株主さまにおかれましては軽装にてご出席くださいますようお願い申し上げます。
◎開場時間は午前９時でございます。

インターネット等による議決権行使のご案内

1 議決権行使ウェブサイトにアクセス

https://www.e-sokai.jp

※バーコード読取機能付の携帯電話を利用して上の「QRコード®」を読み取り、議決権行使ウェブサイトに接続することも可能です。（QRコードは株式会社デンソーウェーブの登録商標です。）

2 インターネットによる議決権行使についてをお読みいただき、「次へすすむ」をクリック

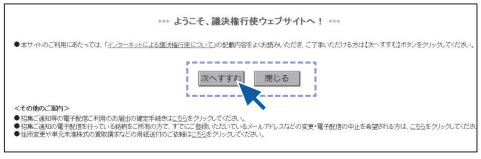

3 議決権行使コードを入力し、「ログイン」をクリック。
パスワード変更画面がでますので議決権行使書用紙に記載された「パスワード」を入力し、「次へ」をクリックし、パスワードの登録をお願いします。

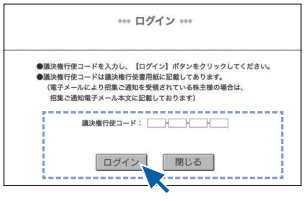

4 以降、画面の案内にしたがって賛否をご入力願います。

※議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際の通信料金等は株主さまのご負担となります。

スマートフォンからは「スマート行使」をご利用ください。

議決権行使書用紙の右下に記載の専用QRコードから、「議決権行使コード」「パスワード」を入力することなく、議決権行使ウェブサイトにログインできます。



スマート行使による議決権行使は一回のみ可能です。

一度議決権行使をした後で行使内容を変更される場合、パソコン向けサイトで「議決権行使コード」「パスワード」を入力してログインしてください。（QRコードを再度読み取っていただくとパソコン向けサイトへアクセスできます。）

議決権電子行使プラットフォームのご利用について

管理信託銀行等の名義株主さま（常任代理人さまを含みます。）につきましては、株式会社東京証券取引所等により設立された株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合には、当社株主総会における電磁的方法による議決権行使の方法として、上記のインターネットによる議決権行使以外に、当該プラットフォームをご利用いただくことができます。

インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ

インターネットによる議決権行使に関してご不明な点につきましては、以下にお問い合わせくださいますようお願い申し上げます。

株主名簿管理人 日本証券代行株式会社
代理人部 ウェブサポート専用ダイヤル

0120-707-743

受付時間 午前９時～午後９時
（土曜、日曜、祝日も受付）

以　上

株主総会参考書類

第１号議案　取締役９名選任の件

現在の取締役８名は本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、経営監督機能の強化を図るため、社外取締役１名を増員することとし、取締役９名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏　名		現在の当社における地位	
1	坂本（さかもと）　隆（たかし）	再　任	取締役会長	
2	味岡（あじおか）　桂三（けいぞう）	再　任	代表取締役社長	
3	渡邊（わたなべ）　壽信（ひさのぶ）	再　任	代表取締役副社長	
4	北川（きたがわ）　嘉一（よしかず）	再　任	代表取締役副社長	
5	常久（つねひさ）　秀紀（ひでのり）	再　任	取締役	
6	奈良田（ならた）　徹（とおる）	再　任	取締役	
7	三浦（みうら）　隆治（りゅうじ）	再　任	取締役	社外取締役候補者　独立役員
8	髙橋（たかはし）　ゆき	再　任	取締役	社外取締役候補者　独立役員
9	西尾（にしお）　昇治（しょうじ）	新　任		社外取締役候補者　独立役員

1 坂本（さかもと） 隆（たかし）

再　任

■**生年月日：**1957年６月15日生

■**所有する当社の株式数：**普通株式 5,387株

■**略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況**

1980年４月	株式会社東京都民銀行入行
2001年６月	同行　茅場町支店長
2004年４月	同行　日本橋支店長
2006年７月	同行　融資審査企画部長
2007年７月	同行　参与 融資審査部長
2009年６月	同行　取締役 執行役員 融資審査部長
2009年６月	同行　取締役 執行役員 融資審査本部長
2011年４月	同行　取締役 執行役員 融資審査本部長 兼 融資管理部長
2011年６月	同行　常務取締役 融資審査本部長
2011年７月	同行　常務取締役 融資本部長
2012年６月	同行　専務取締役 融資本部長
2012年７月	同行　専務取締役 営業本部長
2014年６月	同行　取締役副頭取 営業統括部・営業開発部・外為営業部・前給事業部・医療福祉事業部担当
2014年10月	株式会社東京TYフィナンシャルグループ　取締役 グループ戦略部担当
2016年１月	同社　取締役 営業戦略部担当
2016年４月	株式会社東京都民銀行　取締役頭取
2016年６月	株式会社東京TYフィナンシャルグループ　取締役 ビジネス戦略担当
2017年６月	同社　代表取締役副社長
2018年５月	株式会社東京きらぼしフィナンシャルグループ　取締役会長（現職） （現在に至る）

取締役候補者とする理由

2014年の当社設立以来、取締役としてグループ戦略やビジネス戦略部門を担当し、審査部門、営業推進部門等、銀行業務全般に関する経験も豊富であります。当社グループの経営に関する重要課題の決定において、その経験や知見を活かすことにより、取締役会における意思決定機能の実効性強化が期待できるため、取締役候補者としました。

2 味岡（あじおか） 桂三（けいぞう）

■**生年月日：**1957年４月25日生

再　任

■**所有する当社の株式数：**普通株式 3,477株

■**略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況**

1981年４月	日本銀行入行
2004年６月	同行　大分支店長
2007年８月	同行　金融機構局参事役
2009年６月	同行　金沢支店長
2011年５月	株式会社東京都民銀行入行 同行　執行役員
2011年６月	同行　執行役員 日本橋支店長
2012年６月	同行　常務取締役 日本橋支店長
2012年７月	同行　常務取締役 事務・システム本部長
2014年６月	同行　専務取締役 システム企画部・事務統括部・市場金融部担当
2014年10月	株式会社東京TYフィナンシャルグループ　取締役 リスク管理部担当
2016年１月	同社　取締役 リスク管理部、合併準備室担当
2016年４月	株式会社東京TYフィナンシャルグループ　代表取締役社長 監査部、リスク管理部、合併準備室担当 株式会社東京都民銀行　取締役副頭取 リスク統括部担当 株式会社新銀行東京　取締役（非常勤）
2016年６月	株式会社東京TYフィナンシャルグループ　監査（監査部）担当
2018年５月	株式会社東京きらぼしフィナンシャルグループ　代表取締役社長　監査部担当（現職） 株式会社きらぼし銀行　取締役（現職） (現在に至る)

取締役候補者とする理由

2014年の当社設立以来、取締役としてグループの経営管理全般に亘る意思決定に重要な役割を果たし、2016年４月には取締役社長に就任。今後も経営に関する重要課題への対応において、その経験や知見を活かすことにより、当社グループの企業価値向上への貢献が期待できるため、取締役候補者としました。

3 渡邊（わたなべ） 壽信（ひさのぶ）

再　任

■生年月日：1962年８月16日生

■所有する当社の株式数：普通株式 1,807株

■略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1985年４月	株式会社東京都民銀行入行
2006年７月	同行　融資管理部副部長
2007年７月	同行　融資管理部 融資管理室長
2009年７月	同行　融資管理部副部長
2011年６月	同行　融資管理部長
2012年７月	同行　参与 融資管理部長
2013年10月	同行　参与 融資統括部長
2014年６月	同行　執行役員 融資統括部長
2014年10月	株式会社東京TYフィナンシャルグループ　ゼネラルマネージャー
2015年６月	株式会社東京都民銀行　執行役員 日本橋支店長
2016年７月	株式会社東京TYフィナンシャルグループ　営業戦略部部長 株式会社東京都民銀行　執行役員 営業統括部長
2017年６月	株式会社東京TYフィナンシャルグループ　取締役 営業戦略部部長 株式会社東京都民銀行　取締役常務執行役員
2018年５月	株式会社東京きらぼしフィナンシャルグループ　代表取締役副社長 事業戦略部担当（現職） 株式会社きらぼし銀行　取締役頭取（現職） （現在に至る）

取締役候補者とする理由

2016年７月に当社グループの営業戦略部門を担当、また、2017年６月に取締役に就任し経営計画の策定や業務の効率化、新規事業への取組み等を迅速かつ果敢に進めております。2018年５月には当社の子会社である株式会社きらぼし銀行の頭取に就任しております。当社グループのビジネス戦略の構築と企業価値向上を図れる人物と考え、取締役候補者としました。

4 北川（きたがわ） 嘉一（よしかず）

再　任

■**生年月日：**1961年９月３日生

■**所有する当社の株式数：**普通株式 1,000株

■**略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況**

1984年４月	八千代信用金庫入庫
2006年10月	株式会社八千代銀行　自由が丘支店長
2010年４月	同行　府中支店長
2013年４月	同行　神田支店長
2014年４月	同行　執行役員 神田支店長
2016年４月	株式会社東京TYフィナンシャルグループ　営業戦略部長 株式会社八千代銀行　執行役員 営業統括部長
2017年４月	同行　執行役員 営業推進本部長兼営業統括部長
2017年６月	株式会社東京TYフィナンシャルグループ　取締役 営業戦略部長 株式会社八千代銀行　取締役常務執行役員 営業推進本部長
2018年５月	株式会社東京きらぼしフィナンシャルグループ　代表取締役副社長 システム統合準備室担当（現職） 株式会社きらぼし銀行　取締役副頭取（現職） （現在に至る）

取締役候補者とする理由

2016年４月に当社グループの営業戦略部門を担当、また、2017年６月に取締役に就任、2018年５月からはシステム統合準備室等を担当しております。2018年５月には当社の子会社である株式会社きらぼし銀行の副頭取に就任しております。当社グループの営業体制構築等で中心的な役割を担うことが期待され、取締役候補者としました。

5 常久（つねひさ）　秀紀（ひでのり）

再　任

■生年月日：1963年２月12日生

■所有する当社の株式数：普通株式 1,700株

■略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1987年４月	株式会社三菱銀行入行
1994年11月	同行　シカゴ支店 アシスタント バイスプレジデント
2001年２月	プライスウォーターハウスクーパースコンサルタント株式会社　マネージャー
2004年４月	株式会社新銀行東京入行
2007年４月	同行　企画グループ 担当部長
2008年８月	同行　執行役
2009年６月	同行　執行役員
2014年６月	同行　取締役執行役員
2015年６月	同行　代表取締役社長執行役員
2016年４月	株式会社東京TYフィナンシャルグループ　取締役
2018年５月	株式会社東京きらぼしフィナンシャルグループ　取締役 経営企画部、事業戦略部連携推進室担当（現職）
	株式会社きらぼし銀行　専務取締役（現職） （現在に至る）

取締役候補者とする理由

2016年４月に取締役に就任、2018年５月からは経営企画部門を担当しており、業務並びに経営の経験も豊富であります。当社グループの経営に関する重要課題の決定において、その経験や知見を活かすことにより、取締役会における意思決定機能の実効性強化が期待できるため、取締役候補者としました。

6 奈良田（ならた） 徹（とおる）

■生年月日：1960年７月10日生

再　任

■所有する当社の株式数：普通株式 1,800株

■略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1983年４月	八千代信用金庫入庫
2008年４月	株式会社八千代銀行　資産査定部長
2013年４月	同行　審査部長
2014年10月	株式会社東京TYフィナンシャルグループ　リスク管理部 ゼネラルマネージャー
2015年４月	株式会社八千代銀行　融資統括部長
2016年４月	同行　執行役員 融資統括部長
2017年６月	株式会社東京TYフィナンシャルグループ　取締役 リスク管理部担当 株式会社八千代銀行　取締役常務執行役員 融資統括部長
2018年５月	株式会社東京きらぼしフィナンシャルグループ　取締役 リスク管理部担当（現職） 株式会社きらぼし銀行　専務取締役（現職） （現在に至る）

取締役候補者とする理由

2014年の当社設立以来、リスク管理部門を担当、また、2017年６月に取締役に就任し、リスク管理全般における豊富な業務経験を有しております。当社グループのリスク管理において、その経験や知見を活かすことにより、中心的な役割を担うことが期待されるため、取締役候補者としました。

7 三浦（みうら） 隆治（りゅうじ）

再　任　社外取締役候補者　独立役員

■**生年月日：**1968年５月５日生

■**所有する当社の株式数：**普通株式 －株

■**略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況**

1995年11月	中央監査法人入所（後に、合併により中央青山監査法人に名称変更）
2001年３月	金融庁監督局へ出向（2003年10月、同監査法人に復職）
2004年10月	三浦公認会計士事務所開業 リーガル・アソシエイツ株式会社　パートナー
2006年７月	L.A.コンサルティング株式会社　取締役
2011年６月	株式会社八千代銀行　社外監査役
2012年６月	青梅信用金庫　監事（員外）（現職）
2014年６月	株式会社八千代銀行　社外取締役
2014年10月	株式会社東京TYフィナンシャルグループ　社外取締役
2016年４月	株式会社MeUアドバイザーズ　代表取締役（現職）
2018年５月	株式会社東京きらぼしフィナンシャルグループ　社外取締役（現職）
2019年３月	株式会社bitFlyer　社外取締役（現職） （現在に至る）

社外取締役候補者とする理由

公認会計士としての高度な専門的知識に加え金融行政当局での勤務経験も有しています。また企業経営者としても豊富な経験を有し、同氏の経営における高い見識を当社のコーポレート・ガバナンスの向上に反映できるものと判断し社外取締役候補者としました。

8 髙橋（たかはし）　ゆき

再　任　社外取締役候補者　独立役員

■生年月日：1969年４月25日生

■所有する当社の株式数：普通株式 －株

■略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

2003年12月	株式会社ベアーズ入社　専務取締役
2009年７月	一般社団法人東京ニュービジネス協議会　理事
2013年８月	一般社団法人全国家事代行サービス協会　副会長
2016年10月	株式会社ベアーズ　取締役副社長（現職）
2017年６月	株式会社東京TYフィナンシャルグループ　社外取締役
2018年４月	一般社団法人東京ニュービジネス協議会　副会長（現職）
2018年５月	株式会社東京きらぼしフィナンシャルグループ　社外取締役（現職）
2019年４月	一般社団法人全国家事代行サービス協会　会長（現職） （現在に至る）

社外取締役候補者とする理由

家事代行サービス事業者の経営者を務め、また女性の活躍推進、暮らし方改革、新事業創造などに対する豊富な経験から各種団体の要職も務めております。当社グループでは、同氏の知見を当社グループの商品・サービス向上に反映できるものと判断し社外取締役候補者としました。

9 西尾（にしお） 昇治（しょうじ）

新　任　社外取締役候補者　独立役員

■生年月日：1952年５月13日生

■所有する当社の株式数：普通株式 －株

■略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1978年３月	東京商工会議所入所
2006年４月	同所　中小企業再生支援部長
2009年４月	同所　中小企業部長
2010年12月	同所　理事待遇　中小企業部長
2012年４月	同所　理事　中小企業部長
2013年12月	同所　理事　事務局長
2016年６月	同所　常務理事（現職） （現在に至る）

社外取締役候補者とする理由

東京商工会議所で常務理事を務め、中小企業再生支援部長、中小企業部長を歴任、中小企業に対する経営相談、再生支援、事業承継等に関する経験を豊富に有しております。当社グループでは、同氏の知見を当社グループ取引先に対する経営支援、サービス向上の施策に活かせるものと判断し社外取締役候補者としました。

（注）1. 各取締役候補者と当社の間には特別の利害関係はありません。
2. 三浦隆治氏、髙橋ゆき氏、西尾昇治氏は、社外取締役候補者であります。
3. 三浦隆治氏及び髙橋ゆき氏の社外取締役の在任期間は本定時株主総会終結の時をもってそれぞれ4年9ヶ月、2年となります。
4. 社外取締役候補者との責任限定契約について
当社と、三浦隆治氏及び髙橋ゆき氏との間で既に責任限定契約を締結しており、社外取締役に再任された場合は引続き効力を有するものであります。また、西尾昇治氏が原案どおり選任された場合、当社は同氏との間で責任限定契約を締結する予定であります。なお、責任限定契約の内容の概要は次のとおりであります。
・責任限定契約の内容の概要
当社は、非業務執行取締役及び監査役と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結できる旨が定款に定められており、当該契約に基づく賠償の限度額は法令が規定する責任限度額であります。
5. 当社は、三浦隆治氏、髙橋ゆき氏及び西尾昇治氏が社外取締役に選任された場合は、株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の2に定める独立役員の届出を行う予定であります。

第２号議案　補欠監査役１名選任の件

2018年6月28日開催の定時株主総会において、補欠監査役に選任された遠藤賢治氏の選任の効力は、本定時株主総会開始の時までとされておりますので、監査役の法定数を欠くこととなる場合に備え、補欠監査役１名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案については、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は次のとおりであります。

遠藤（えんどう）　賢治（けんじ）

再　任　補欠監査役候補者

■生年月日：1965年５月５日生

■所有する当社の株式数：普通株式　－株

■略歴、地位及び重要な兼職の状況

1998年３月	最高裁判所司法研修所修了
1998年４月	弁護士登録（東京弁護士会）
1999年３月	石原総合法律事務所入所
2008年１月	遠藤法律事務所開業 （現在に至る）

補欠の社外監査役候補者とする理由

弁護士として豊富な経験と専門的知識を有し、企業法務に精通されていることから、社外監査役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。また、その専門的な知見を当社の監査に反映していただくため補欠の社外監査役候補者としました。

（注）1. 選任の効力は就任前に限り、監査役会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任を取消すことができるものとさせていただきます。
2. 補欠の社外監査役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
3. 遠藤賢治氏は補欠の社外監査役候補者です。
4. 補欠の社外監査役候補者との責任限定契約について
遠藤賢治氏が社外監査役に就任した場合は、同氏と当社との間で責任限定契約を締結する予定であります。なお、責任限定契約の内容の概要は次のとおりであります。
・責任限定契約の内容の概要
当社は、非業務執行取締役及び監査役と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結できる旨が定款に定められており、当該契約に基づく賠償の限度額は法令が規定する責任限度額であります。

以　上

（ご参考）

１．取締役・ＣＥＯ候補者及び監査役候補者の資格及び指名・解任手続

当社は、当社グループの取締役の人事・報酬の客観性や透明性を確保するための諮問機関として、社外取締役を委員長とし、社外取締役が半数以上を占める任意の「指名・報酬協議会」を設置し、取締役の選解任や業績連動型報酬制度を含む報酬額等について検討した上で、当社の取締役会において取締役の人事・報酬について決定する体制・手続を整備しております。

（１）取締役・ＣＥＯ及び監査役の資格

①当社及び子銀行の取締役は、優れた人格・見識・能力及び豊富な経験並びに高い倫理観を有する者でなければならないとしております。

②当社及び子銀行のＣＥＯは、取締役の中から、ＣＥＯとしての職務・職責を適切に果たすことができる者を選定することにしております。

③当社及び子銀行の監査役は、優れた人格・見識・能力及び豊富な経験並びに高い倫理観に加え、必要な財務・会計・法務に関する知識を有する者でなければならないとしております。

（２）取締役・ＣＥＯ及び監査役の指名手続

①当社の取締役候補者は、「指名・報酬協議会」において検討を行い、検討結果を基に当社の取締役会で審議の上決定しております。

②子銀行の取締役候補者は、「指名・報酬協議会」において検討を行い、検討結果を基に子銀行の取締役会で審議の上決定しております。

③当社及び子銀行のＣＥＯは、各社の取締役の中から、ＣＥＯの資格を踏まえ、「指名・報酬協議会」において検討を行い、検討結果を基に当社または子銀行の取締役会で審議の上決定しております。

④当社の監査役候補者は、当社の監査役会の同意を得た上で、当社の取締役会において審議の上決定しております。

⑤子銀行の監査役候補者は、子銀行の監査役会の同意を得た上で、子銀行の取締役会において審議の上決定しております。

（３）取締役・ＣＥＯの解任手続

①当社及び子銀行の取締役の解任提案にあたっては、以下の解任基準を踏まえた上で、「指名・報酬協議会」において検討を行い、検討結果をもとに各社の取締役会で審議の上決定します。

＜取締役の解任基準＞

ⅰ）反社会的勢力との関係が認められる等の公序良俗に反する行為を行った、または、公序良俗に反すると認められる場合

ⅱ）法令または定款その他当社グループの規程に違反し、当社グループの企業価値を著しく毀損した場合

ⅲ）職務執行に著しい支障が生じた場合

ⅳ）取締役の資格に定める資質が認められない場合

②当社及び子銀行のＣＥＯの解任提案にあたっては、取締役の解任基準を踏まえた上で、原則、「指名・報酬協議会」において検討を行い、各社の取締役会で審議の上決定します。

（4）候補者の選定及び解任の諮問結果の取り纏め
「指名・報酬協議会」が、取締役・ＣＥＯ候補者の選定並びに解任の検討を行う際には、対象者個々の人材の把握を、必要に応じて委員が直接行うほか、子銀行の内部評価資料等を活用の上、検討結果を取り纏めることとしております。

2．社外役員の独立性に関する基準

当社グループは、社外取締役及び社外監査役の候補者の独立性に関しては以下の基準に基づき判断しております。

1．（1）当社グループの業務執行取締役、執行役員、または支配人その他の使用人（以下、併せて「業務執行者等」という）ではなく、かつ、その就任の前10年間に当社グループの業務執行者等であったことがないこと。
ただし、社外監査役候補者の場合は、その就任の前10年間に当社グループの非業務執行取締役（注１）であったことがないことを要件に加える。
（2）社外取締役候補者においては、その就任の前10年間に当社グループの非業務執行取締役、監査役であったことがある者については、その役職への就任の前10年間に当社グループの業務執行者等であったことがないこと。
社外監査役候補者においては、その就任の前10年間に当社グループの監査役であったことがある者については、その役職への就任の前10年間に当社グループの業務執行者等または非業務執行取締役であったことがないこと。
（3）当社グループの役員等（注２）および支配人その他の重要な使用人（役員等に該当する者を除く）の配偶者または二親等以内の親族でないこと。

2．当社の主要株主（注３）である者、または当社グループが主要株主である会社の役員等または使用人（役員等に該当するものを除く）ではないこと。

3．（1）当社グループを主要な取引先（注４）とする者、またはその親会社もしくは重要な子会社ではなく、また、それらの者が会社である場合における当該会社の業務執行者等ではなく、最近３年間においても業務執行者等ではなかったこと。
（2）当社グループの主要な取引先である者、またはその親会社もしくは重要な子会社ではなく、また、それらの者が会社である場合における当該会社の業務執行者等ではなく、最近３年間においても業務執行者等ではなかったこと。
（3）当社グループから一定額（過去３年間の平均で年間1,000万円、または当該組織の平均年間総費用の30％のいずれか大きい額）を超える寄付等を受ける組織の社員等でないこと。

4．当社グループから役員等を受け入れている会社、またはその親会社もしくはその子会社の役員等ではないこと。

5．現在、当社グループの会計監査人または当該会計監査人の社員等ではなく、最近３年間、当該社員等として当社グループの監査業務を担当したことがないこと。

6．弁護士、公認会計士、その他のコンサルタント等であって、役員報酬以外に当社グループから過去３年間の平均で年間1,000万円以上の金銭その他の財産上の利益を得ていないこと。また、当社グループを主要な取引先とする法律事務所等のアドバイザリー・ファーム（過去３事業年度の平均で、その連結売上高の２％以上の支払いを当社グループから受けたアドバイザリー・ファーム）の社員等ではないこと。

7．その他、当社の一般株主全体との間で上記にて考慮されている事由以外の事情で恒常的に実質的な利益相反が生じるおそれのない人物であること。

（注１）「非業務執行取締役」とは、業務執行取締役に該当しない取締役をいう。
（注２）「役員等」とは、取締役（社外取締役を含む）、監査役（社外監査役を含む）、執行役員、相談役、顧問をいう。
（注３）「主要株主」とは、直近の事業年度末時点において総議決権の10％以上の議決権を直接または間接的に保有する者、または企業等をいう。
（注４）「主要な取引先」は、直近事業年度における年間連結総売上高（当社の場合は年間連結経常収益）の２％以上を基準に判定。

以　上

添付書類

第５期（2018年４月１日から2019年３月31日まで）事業報告

１　当社の現況に関する事項

（1）企業集団の事業の経過及び成果等

①企業集団の主要な事業内容

当社グループは、当連結会計年度末現在、持株会社である当社のほか、株式会社きらぼし銀行（以下、「きらぼし銀行」といいます。）、株式会社きらぼしコンサルティング（以下、「きらぼしコンサルティング」といいます。）及びきらぼしキャピタル株式会社（以下、「きらぼしキャピタル」といいます。）を含む連結子会社12社及び関連会社（持分法適用関連会社）２社で構成される企業集団であり、銀行業務を中心に、クレジットカード業務、リース業務などの幅広いサービスを提供しております。

なお、2018年５月１日に株式会社東京都民銀行（以下、「東京都民銀行」といいます。）、株式会社八千代銀行（以下、「八千代銀行」といいます。）、株式会社新銀行東京（以下、「新銀行東京」といいます。）の３行が合併し、きらぼし銀行となり、同時に当社は株式会社東京きらぼしフィナンシャルグループに商号変更しております。

②金融経済環境

当連結会計年度におけるわが国経済は、企業のキャッシュ・フローが潤沢な中、合理化・省力化に向けた設備投資が増加したほか、雇用・所得環境の改善等に伴う個人消費の増加がみられるなど、引き続き緩やかな回復基調を持続しました。

当社グループの主な営業エリアである東京圏の中小企業の景況は、外国人観光客の増加によるインバウンド需要の拡大、東京オリンピック・パラリンピック開催に向けた需要の本格化や、都心部の再開発による建設投資の活発化等により、全体として緩やかに改善しております。

一方で、人手不足の深刻化が一層強まっており、人件費の増加が企業収益の下押し要因となっているほか、人材の確保や生産への影響、受注機会損失への対応が主要な課題となっています。また、米中貿易摩擦をはじめ、英国のＥＵ離脱を巡る動向等、海外経済の不確実性による影響が不安視されてきております。こうした状況下、引き続き国内需要に牽引される形での緩やかな景気回復が予想されていますが、先行きについての懸念の声も高まってきております。

③企業集団の事業の経過及び成果

こうした経済環境の下、当社グループでは、持株会社方式での経営統合を一歩進め、競争力強化、経営効率化の更なる進展を図るため、2018年５月１日に子会社３行が合併し、きらぼし銀行として新たにスタートいたしました。また、子会社の合併と同時に、2020年度を最終年度とする中期経営計画「スタートアップ☆きらぼし」を策定しております。

中期経営計画では、「コンサルティング機能の充実」、「対話により選ばれ、信頼される人材の育成」、「お客さまとの接点強化を図るための業務改革」の３つを主要施策と定め、「対話」を起点としたビジ

ネスモデルの構築によりお客さまから「ファーストコール」をいただける金融グループを目指して、さまざまな取組みを実施しております。

１つ目の「コンサルティング機能の充実」では、営業体制の強化に取組んでまいりました。2018年７月より、きらぼし銀行において、スピード感を持ってお客さまのニーズにお応えすべく、現場である７つの地域本部に大きく権限を委譲する「地域本部制」を本格導入したほか、2019年１月には事業性評価融資やストラクチャードファイナンス（証券化等の仕組みを利用して資金調達を行う手法）、ＡＢＬ（在庫や売掛債権等を担保として活用する資金調達手法）等の専門的で高度な金融サービス機能を担い営業店とともにお客さまをサポートする「ＳＦ部」を新設いたしました。なお、「ＳＦ部」という名称には「Structured Finance（仕組金融）」、「Specialty Finance（高度な金融）」、「Strategy Finance（戦略金融）」等、さまざまな意味を持たせております。

また、グループ総合力の強化にも取組んでまいりました。2018年９月には、成長・成熟期の中小企業のお客さまに、エクイティファイナンス等の手法を用いて財務体質の強化をサポートすべく、「きらぼしキャピタル」を設立しております。同年11月に、中小企業の円滑な事業承継をサポートするファンド「夢・かがやき１号ファンド」を株式会社マーキュリアインベストメントと共同で組成したほか、2019年３月には、ＩＰＯ（新規株式上場）に向けた資本増強やガバナンス強化のための外部資金調達等のニーズにお応えする「夢・はばたき１号ファンド」を組成し、投資実績も挙がってきております。

更には、外部機関との連携の更なる強化も図ってまいりました。2018年６月に厚生労働省東京労働局、公益財団法人東京しごと財団との共催により、中小企業の「働き方改革」をテーマとした「人材確保支援セミナー」を開催するなど、中小企業で大きな課題となっている人材不足への対応についてのサポートを実施いたしました。同年11月14日から16日、東京都が中心となり準備、開催された「産業交流展2018」では、当社グループのゾーン出展を行い、当社グループにて創業をサポートしたスタートアップ企業10社の展示コーナーも設置しました。同コーナーでは各社の製品・サービスをアピールする場をご提供することができ、活発な商談を行っていただくことができました。2019年１月には東京商工会議所と民間金融機関では初となる「中小企業支援に関する包括連携協定」を締結し協力関係を強化しております。

こうした営業体制やグループ体制の強化、外部機関との連携強化による施策を展開することで、東京圏のお客さまの多様なステージにおけるニーズにお応えしてまいりました。

中期経営計画の目標計数としている「ファーストコール先」につきましては、年間目標を大きく上回る獲得実績となり、お客さまを対象に実施したアンケートにおいては高い評価をいただく結果となるなど、着実に成果が積み上がってきております。

２つ目の「対話により選ばれ、信頼される人材の育成」では、お客さまから信頼され、お客さまの立場に立って“考動”でき、その結果として成功を体験できる人材「きらぼしびと」の育成に努めてまいりました。

ＯＪＴを通じた金融や業務の基礎能力の教育、自ら進んで変革に挑戦する人材育成のためのプロジェクトや各種の研修プログラムに取組んだほか、行政機関、経済団体、海外の銀行等さまざまな外部機関への派遣も行っております。また、職員と社外取締役の交流会、金融機関、金融庁や自治体職員とのミートアップイベントへの職員の派遣などを通じ、多様な視点で学ぶ機会の創出を図りました。また、生活環境を安定させながら競技生活に集中したいと考えるトップアスリート２名の2019年４月からの採用を決定するなど、幅広い人材の育成・活用にも努めております。

３つ目の「お客さまとの接点強化を図るための業務改革」では、職員がお客さまや地域との「対話」を通じて課題解決に取組む時間を創出するための業務改革を実施してまいりました。

2018年５月には、「ＩＴ・デジタル戦略プロジェクトチーム」を立上げ、同チームではフィンテック技術を活用したサービス機能の企画・立案、店頭事務改革におけるデジタル化の導入の検討・支援等を行っております。また、前年度に開始した「業務改革を通じた仕事価値改革プロジェクト」に基づき、店頭・営業事務の効率化や帳票類の簡素化に取組み、一部営業店での帳票類のペーパーレスに向けた試行も開始いたしました。

また、中期経営計画で掲げた３つの主要施策とともに働き方改革についても重要課題と位置付け取組んでおります。2018年10月には、きらぼし銀行の人事部内に「ダイバーシティ推進室」を設置し、多様な人材の活用、女性活躍の推進等の取組みを強化いたしました。同時に、頭取を委員長、「ダイバーシティ推進室」を事務局とする「働き方改革推進プロジェクトチーム」を設置し、働き方改革をスタートさせております。なお、きらぼし銀行では2018年12月に、厚生労働大臣より「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づき、優良企業認定「えるぼし」において最上位となる３段階目の認定を取得しております。

更に、子会社の合併等に伴う店舗ネットワークの再構築の一環として、2018年８月から2019年３月にかけて25箇所の店舗拠点の集約（ブランチ・イン・ブランチ）を実施しております。店舗の移転にあたっては、ご不便をおかけした面もございますが、合併による効率化を実現することで企業価値、ご提供するサービスの向上に努めてまいりますので、ご理解のほど、よろしくお願いいたします。

当社グループは、統合効果を最大限に発揮し、東京圏の地域金融の担い手として一層真価を発揮すべく、「金融にも強い総合サービス業」を目指し、お客さま本位の業務運営を更に発展させてまいります。

当社グループの連結業績につきましては、以下のとおりとなりました。

貸出金の期末残高は、中小企業向け貸出金を中心に、前年同期比202億円増加し３兆6,963億円となりました。また、預金の期末残高は、前年同期比1,250億円減少し４兆5,270億円となりました。

連結経常収益は、有価証券利息配当金が増加したものの、貸出金利息等の減少を主な要因として前年同期比38億円減少し787億円となりました。一方、連結経常費用は、経費の削減を主な要因として、

前年同期比26億円減少し752億円となり、その結果、連結経常利益は前年同期比12億円減少し34億円となりました。親会社株主に帰属する当期純利益は、税効果会計により法人税等調整額が前年同期比25億円減少したこと等から、前年同期比12億円増加し49億円となりました。

また、当連結会計年度の普通株式の配当につきましては、１株当たり60円（中間配当30円実施済、期末配当30円）を実施することといたしました。

主要な子会社であるきらぼし銀行の業績につきましては、以下のとおりとなりました。

【きらぼし銀行（単体）の業績及び預貸金期末残高】

（単位：億円）

	2017年度	2018年度	増　減
コア業務純益	141	130	△11
与信費用	21	43	22
有価証券関係損益	15	15	0
経常利益	84	44	△40
当期純利益	72	57	△15
（連結）			
経常利益	72	56	△16
親会社株主に帰属する当期純利益	53	64	11

	2017年度末	2018年度末	増　減
貸出金	36,762	36,961	199
預金	47,029	45,390	△1,639

（注）1. 2017年度及び2017年度末の計数は、東京都民銀行、八千代銀行、及び新銀行東京の計数を単純合算しております。
2. 2018年度の計数には、東京都民銀行、及び新銀行東京の2018年４月１日から2018年４月30日までの計数を含んでおります。

④企業集団の対処すべき課題

今後を展望いたしますと、当社グループの営業エリアである東京圏においては、高齢化の進展に伴い、相続や中小企業の事業承継に関するニーズが拡大し、また、地方の高齢化や人口減少を背景に、地方から東京圏への企業の進出、人口の流入が続くものと予想しております。また、2020年の東京オリンピック・パラリンピックの開催に向け、道路・鉄道等の交通インフラや宿泊施設等の大規模な再開発が見込まれるほか、訪日外国人の増加やそれに伴う消費の拡大等、幅広い業種に追い風が吹くも

のと考えております。
　こうしたビジネスチャンスが拡大する一方、他金融機関の東京圏への積極的な業務展開もあり、当社グループの営業エリア内での競争は、今後更に激化していくことが見込まれます。また、低金利政策の継続は、当社グループの収益にも少なからず影響を与えており、収益力向上に向けた取組みの強化が求められる状況になっております。
　当社グループが、こうした外部環境の下でビジネスチャンスを業績につなげ、持続的な成長・発展を遂げるためには、子会社３行の合併によるシナジー・統合効果を最大限発揮するとともに、お客さま満足度の向上を図るために「対話を起点としたビジネスモデル」を推進し、従来の銀行の貸出中心のビジネスモデルに加え、コンサルティングを重視したビジネスモデルを構築することが喫緊の課題であると考えております。
　こうした認識の下、当社グループでは、2018年５月よりスタートした中期経営計画「スタートアップ☆きらぼし」の施策を着実に推進し、地域の発展に当社グループが貢献していく決意を強く持ち、「チャレンジ＆スピード」をベースとした起業家精神により、新型タイプの都市型地銀の創造を目指してまいります。
　具体的には、グループ一体となった総合力を発揮し、地方公共団体や他の金融グループ等とも連携することにより、創業から成長期、成熟期といった多様なステージにおける本業支援やコンサルティング営業を引き続き展開してまいります。事業性評価融資や事業ファイナンス等の専門性の高い分野については、2019年１月にきらぼし銀行に設置した「ＳＦ部」に集約、同年４月には高齢化の進展によりニーズが高まっている医療・福祉分野についても同部で取扱う体制に変更し、高度化するお客さまのニーズへの対応に本支店一体となって取組んでおります。また、東京圏の中小企業のお客さまにとって、海外、特にアジア地域でのビジネス展開が重要となっております。海外ビジネスのサポートを更に充実させるべく、中国上海のコンサルティング子会社に加え、新たに東南アジア地域でのコンサルティング子会社の設立を予定しております。加えて、海外現地ファンドへの出資によりお客さまの海外バイアウトやアライアンスのニーズに対応するほか、情報収集や人材育成につなげるべく、海外現地ファンドへの人材派遣も実施してまいります。営業拠点につきましては、合併による統合効果を最大限発揮すべく集約を進めてまいりますが、2019年４月に開設した「川崎法人営業オフィス」のような、地域特性やお客さまのニーズに合致する形態での新規拠点の開設につきましても引き続き検討してまいります。こうした取組みにより、お客さまとの「対話」を通じて課題解決に向けた提案を行い、お客さまから「ファーストコール」をいただき、結果としてお客さまとの共通価値を創造することができる営業体制を一層進化させてまいります。
　こうした施策を実行し持続可能なビジネスモデルを構築するにあたっては、お客さまから信頼され、お客さまの立場に立って“考動”でき、その結果として成功を体験できる人材である「きらぼしびと」の育成と、お客さまと「対話」する時間を創出するための業務の効率化を最重点課題として定め、引き

続き注力してまいります。
　また、2020年５月には、合併による統合効果の発揮に向け、システム統合を計画しております。安全・確実な統合に向け、万全の体制で準備を進めてまいります。
　当社グループは、コーポレート・ガバナンスを経営の最重要課題の一つとして捉え、社外役員の知見も活用した上で監督機能の強化を進め、業務運営に際し透明・公正かつ迅速・果断な意思決定を行うためコーポレート・ガバナンス機能の充実を図ってまいります。
　こうした中で、2018年７月に子会社の元行員による現金着服事件が発覚するという事態が発生しました。
　当社グループでは、かかる事態を重く受け止め、きらぼし銀行のリスク管理部担当役員を長、当社及びきらぼし銀行の社外監査役をオブザーバーとし、弁護士等の外部専門家の知見も活用した「不祥事件調査・再発防止プロジェクトチーム」を設置し、調査・検証を進めるとともに、調査・分析結果を踏まえ、内部管理態勢の強化や事務手続きの厳格化による再発防止策を策定し実施しております。また、職場環境等の実態を把握・確認する職員アンケートを実施し、内部通報制度の周知・徹底と実効性向上を図りました。
　被害に遭われたお客さまをはじめ、お取引いただいているお客さま、株主の皆さま並びに地域の方々にご迷惑とご心配をお掛けしたことを心よりお詫び申し上げます。このような事態を招いたことについて役職員一同深く反省し、内部管理態勢の強化など再発防止策を適切に実施し、信頼回復に向けて全力を挙げて取組んでおります。
　今後とも、法令遵守を経営の最重要課題の一つとして位置づけ、地域金融グループとしての社会的使命を柱とした企業倫理の構築に努め、株主の皆さまに信認され、お客さまや社会から信頼される、コンプライアンス重視の企業風土の醸成を基本方針に掲げ、業務の健全性と適切性の確保に努めてまいります。
　当社グループは、ＣＳＲ経営を実践し、持続可能な地域社会の形成に貢献することが経営の最重要課題の一つであると考え、「地域経済への貢献」、「地域社会への貢献」、「環境問題への取組み」の３つの行動指針を定め、積極的に取組んでまいりました。昨今、持続可能な社会の実現に向けた国際的なルールやガイドラインが策定されています。特に、2015年に国連で採択された「持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals）」（以下、「ＳＤＧｓ」といいます。）では、2030年を期限として、目標達成に向けた企業の行動が求められています。企業によるＳＤＧｓへの取組みは社会・経済全体の持続的発展に貢献するものであり、このような取組みがひいては企業のブランド価値向上にも繋がるものと考えています。ＳＤＧｓ達成に向けて、「環境保全」、「お客さまとの共通価値の創造」、「職員の働き方改革とダイバーシティの推進」、「地域社会への貢献」、「株主・投資家との対話」を主要テーマに、さまざまな商品・サービスの提供やＣＳＲ活動を通して、「社会的価値」を生み出し、これを当社グループの「経済的価値」に繋げていく取組みが重要であると認識しております。

今後とも、子会社の合併によるシナジー・統合効果の最大限の発揮を図りつつ、東京圏という大きな経済力を有する地域を営業基盤とするグループとして、さまざまなサービス活動を展開する中で、企業価値の更なる向上に向け、役職員一丸となり全力で取組んでまいります。皆さまにおかれましては、従来にも増して当社グループへのあたたかいご支援とご愛顧をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

(2) 企業集団及び当社の財産及び損益の状況

イ　企業集団の財産及び損益の状況

(単位：億円)

	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度
経常収益	795	830	826	787
経常利益	144	83	47	34
親会社株主に帰属する当期純利益	94	255	36	49
包括利益	23	233	99	44
純資産額	2,032	2,833	2,910	2,931
総資産	51,125	55,773	54,827	53,732

(注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 2016年度より新銀行東京を当社の連結子会社とし、スカイオーシャン・アセットマネジメント株式会社を当社の持分法適用関連会社としております。
3. 2017年度より東京都民銀行が新たに設立した子会社、きらぼしテック株式会社を当社の連結子会社としております。また同行の子会社である株式会社とみん経営研究所は、当社が直接出資する完全子会社となり、きらぼしコンサルティングに商号を変更しております。
4. 2018年度より八千代銀行を存続会社、東京都民銀行及び新銀行東京を消滅会社とする、3行による吸収合併を行い、八千代銀行の商号をきらぼし銀行へ変更しております。また、当社が100%出資するきらぼしキャピタルを設立し、新たに当社の連結子会社としております。

ロ　当社の財産及び損益の状況

（単位：億円）

	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度
営業収益	29	32	33	31
受取配当金	18	21	21	21
銀行業を営む子会社	18	21	21	21
その他の子会社	—	—	—	—
当期純利益	1,961百万円	2,126百万円	2,187百万円	2,149百万円
1株当たり当期純利益	円　銭 67　47	円　銭 62　52	円　銭 64　05	円　銭 62　70
総資産	1,419	1,960	1,961	1,959
銀行業を営む子会社株式等	1,348	1,935	1,934	1,934
その他の子会社株式等	—	1	1	2

（注）記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

(3) 企業集団の使用人の状況

	当年度末		前年度末	
	銀行業	その他	銀行業	その他
使用人数	2,924人	157人	3,116人	183人

（注）使用人数は就業人員数であり、臨時雇員及び嘱託を含んでおりません。

(4) 企業集団の主要な営業所等の状況

イ　銀行業

きらぼし銀行

	当年度末	前年度末
東京都	124店（うち出張所　8）	124店（うち出張所　8）
神奈川県	36　（　2）	36　（　2）
埼玉県	3　（　—）	3　（　—）
千葉県	1　（　—）	1　（　—）
合計	164　（　10）	164　（　10）

（注）1. 前年度末の営業所数については、東京都民銀行、八千代銀行、及び新銀行東京の営業所数を合算して記載しております。
2. 上記のほか、当年度末において店舗外現金自動設備を32ヵ所（前年度末31ヵ所）、京王電鉄駅構内のATMを22駅（前年度末22駅）に設置しております。

ロ　その他の事業

会　社　名	主要な営業所等
当社	本社（東京都新宿区）
株式会社きらぼしコンサルティング	本社（東京都千代田区）
きらぼしキャピタル株式会社	本社（東京都港区）
きらぼしサービス株式会社	本社（東京都新宿区）
きらぼし信用保証株式会社	本社（東京都千代田区）
きらぼしビジネスサービス株式会社	本社（東京都北区）
綺羅商務諮詢（上海）有限公司	本社（中国上海市）
きらぼしテック株式会社	本社（東京都港区）
八千代信用保証株式会社	本社（神奈川県相模原市）
株式会社きらぼしクレジットサービス	本社（東京都豊島区）
きらぼしシステム株式会社	本社（東京都千代田区）
きらぼしＪＣＢ株式会社	本社（東京都台東区）
スカイオーシャン・アセットマネジメント株式会社	本社（神奈川県横浜市）
東京きらぼしリース株式会社	本社（東京都千代田区）

（注）1. 2018年５月１日付で、八千代サービス株式会社は「きらぼしサービス株式会社」に、八千代ビジネスサービス株式会社は「きらぼしビジネスサービス株式会社」に、株式会社八千代クレジットサービスは「株式会社きらぼしクレジットサービス」に、とみんカード株式会社は「きらぼしＪＣＢ株式会社」に、東京ＴＹリース株式会社は「東京きらぼしリース株式会社」に、それぞれ商号を変更しております。
2. 2018年７月３日付で、都民銀商務諮詢（上海）有限公司は「綺羅商務諮詢（上海）有限公司」に商号を変更しております。
3. 2018年９月３日付で、きらぼしキャピタルが新たに当社の連結子会社となっています。
4. 2018年10月１日付で、とみん信用保証株式会社は「きらぼし信用保証株式会社」に、とみんコンピューターシステム株式会社は「きらぼしシステム株式会社」に、それぞれ商号を変更しております。

(5) 企業集団の設備投資の状況

イ　設備投資の総額

（単位：百万円）

	銀　行　業	そ　の　他	合　　計
設　備　投　資　の　総　額	5,183	106	5,289

ロ　重要な設備の新設等

（単位：百万円）

事　業　別	会　社　名	内　　容	金　　額
銀　行　業	株式会社きらぼし銀行	情報系システム機器更改関連	930
		ソフトウエア	797
		合併に伴う看板変更	772

(6) 重要な子会社等の状況

会　社　名	所　在　地	主要業務内容	設　立 年月日	資本金	当社が有する子会社等の議決権比率
株式会社 きらぼし銀行	東京都港区 南青山３－10－43	銀行業	1954年 1月８日	百万円 43,734	% 100.00
株式会社きらぼし コンサルティング	東京都千代田区 神田小川町３－３	企業経営に関する総合コンサルティング業務、セミナー、講演会の開催	1984年 7月10日	百万円 50	% 100.00
きらぼしキャピタル 株式会社	東京都港区 南青山３－10－43	投資事業組合（ファンド）の組成・運営等に関する業務その他上記に附帯または関連する業務	2018年 9月３日	百万円 75	% 100.00
きらぼしサービス 株式会社	東京都新宿区 新宿５－９－２	建物の清掃、保守管理業務、広告宣伝用品等の調達・管理業務	1975年 1月23日	百万円 10	% (100.00)
きらぼし信用保証 株式会社	東京都千代田区 神田小川町３－３	住宅ローン等の保証業務	1977年 7月21日	百万円 760	% (100.00)
きらぼしビジネスサービス 株式会社	東京都北区 滝野川３－１－１	メール、回金、事務集中業務	1989年 8月31日	百万円 10	% (100.00)
綺羅商務諮詢 （上海）有限公司 （Kiraboshi Business Consulting Shanghai Co., Ltd.）	中国上海市黄浦区 淮海中路９１８号 久事復興大厦 ２４－Ｃ１室	企業管理コンサルティング業務、貿易情報コンサルティング業務、投資コンサルティング業務	2009年 8月６日	米国ドル 25万 (23百万円)	% (100.00)
きらぼしテック 株式会社	東京都港区 南青山3－10－43	フィンテックを活用したサービスの開発と提供	2017年 11月１日	百万円 50	% (100.00)

会　社　名	所　在　地	主要業務内容	設　立 年月日	資本金	当社が有する 子会社等の 議決権比率
八千代信用保証 株式会社	神奈川県相模原市 中央区相模原４－６－１	住宅ローン等の保証業務	1983年 11月30日	百万円 342	% (98.38)
株式会社 きらぼしクレジットサービス	東京都豊島区 東池袋２－61－３	集金代行業務	1991年 ４月12日	百万円 30	% (100.00)
きらぼしシステム 株式会社	東京都千代田区 神田小川町３－３	電子計算機による情報処理業務の受託、電子計算室運営管理の受託	1980年 １月29日	百万円 20	% (73.00)
きらぼしJCB株式会社	東京都台東区 東上野１－７－15	クレジットカード業務	1989年 ９月25日	百万円 30	% (73.00)
スカイオーシャン・アセット マネジメント株式会社	神奈川県横浜市西区 みなとみらい３－１－１	投資信託委託業務	2014年 11月25日	百万円 300	% 15.00
東京きらぼしリース 株式会社	東京都千代田区 神田小川町３－３	総合リース業	1975年 ６月５日	百万円 305	% (35.50)

(注) 1. 「当社が有する子会社等の議決権比率」は、小数点第３位以下を切り捨てて表示しております。
2. 「当社が有する子会社等の議決権比率」欄の(　　)欄は、間接議決権比率であります。
3. 綺羅商務諮詢（上海）有限公司の資本金の円換算額は、同社の持分の取得日における為替相場により算出し、百万円未満を切り捨てて表示しております。
4. 2018年５月１日付で、八千代銀行を存続会社、東京都民銀行及び新銀行東京を消滅会社とする、３行による吸収合併を行い、同日付で八千代銀行の商号をきらぼし銀行に商号を変更しております。
5. 2018年５月１日付で、八千代サービス株式会社は「きらぼしサービス株式会社」に、八千代ビジネスサービス株式会社は「きらぼしビジネスサービス株式会社」に、株式会社八千代クレジットサービスは「株式会社きらぼしクレジットサービス」に、とみんカード株式会社は「きらぼしＪＣＢ株式会社」に、東京ＴＹリース株式会社は「東京きらぼしリース株式会社」に、それぞれ商号を変更しております。
6. 2018年７月３日付で、都民銀商務諮詢（上海）有限公司は「綺羅商務諮詢（上海）有限公司」に商号を変更しております。
7. 2018年９月３日付で、当社が100%出資するきらぼしキャピタルを設立し、新たに当社の連結子会社となっております。
8. 2018年10月１日付で、とみん信用保証株式会社は「きらぼし信用保証株式会社」に、とみんコンピューターシステム株式会社は「きらぼしシステム株式会社」に、それぞれ商号を変更しております。
9. 当社に親会社はありませんので、親会社の状況については記載しておりません。
10. スカイオーシャン・アセットマネジメント株式会社と東京きらぼしリース株式会社は、当社の持分法適用関連会社であります。

重要な業務提携の概況

記載すべき重要な事項はありません。

(7) 主要な借入先

該当ありません。

(8) 事業譲渡等の状況

該当ありません。

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

2018年５月１日、当社子会社である東京都民銀行、八千代銀行及び新銀行東京の３行が合併し、きらぼし銀行となりました。また、これに伴い、グループ内における商号の統一性を確保することを目的として、同日付にて、当社商号を株式会社東京きらぼしフィナンシャルグループに変更しております。

2　会社役員に関する事項
(1) 会社役員の状況

(2018年度末現在)

氏　名	地位及び担当	重要な兼職	その他
坂　本　　隆	取締役会長		
味　岡　桂　三	代表取締役社長 監査部 担当	株式会社きらぼし銀行 取締役	
渡　邊　壽　信	代表取締役副社長 事業戦略部 担当	株式会社きらぼし銀行 取締役頭取（代表取締役）	
北　川　嘉　一	代表取締役副社長 システム統合準備室 担当	株式会社きらぼし銀行 取締役副頭取（代表取締役）	
常　久　秀　紀	取締役 経営企画部 事業戦略部連携推進室 担当	株式会社きらぼし銀行 専務取締役（代表取締役）	
奈良田　　徹	取締役 リスク管理部 担当	株式会社きらぼし銀行 専務取締役	
三　浦　隆　治	取締役（社外取締役）	三浦公認会計士事務所 公認会計士 青梅信用金庫 監事（員外） 株式会社MeUアドバイザーズ 代表取締役 株式会社bitFlyer 社外取締役	
髙　橋　ゆ　き	取締役（社外取締役）	株式会社ベアーズ 創業者 取締役副社長 一般社団法人東京ニュービジネス協議会 副会長 一般社団法人全国家事代行サービス協会 副会長	
真　壁　幹　夫	常勤監査役		
野邊田　　覚	常勤監査役		
稲　葉　喜　子	監査役（社外監査役）	稲葉公認会計士事務所 公認会計士 株式会社はやぶさコンサルティング 代表取締役 株式会社東京国際会計 代表取締役 はやぶさ監査法人 代表社員 株式会社東和銀行 社外取締役 税理士法人はやぶさ会計 社員	
東　道　佳　代	監査役（社外監査役）	光和総合法律事務所 パートナー 弁護士 日本郵便輸送株式会社 社外監査役 GMOフィナンシャルホールディングス株式会社 社外取締役	

(注) 1.　取締役三浦隆治氏、取締役髙橋ゆき氏は、会社法第２条第15号に定める社外取締役であります。
　　2.　監査役稲葉喜子氏、監査役東道佳代氏は、会社法第２条第16号に定める社外監査役であります。

3. 監査役稲葉喜子氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 取締役三浦隆治氏、取締役髙橋ゆき氏、監査役稲葉喜子氏、監査役東道佳代氏は、東京証券取引所に独立役員として届け出ております。

(2) 会社役員に対する報酬等

(単位：百万円)

役員区分	支給人数	当社からの報酬等	当社の子会社からの報酬等
取　締　役	11名	78（11）	133（65）
監　査　役	5名	49	—
計	16名	127（11）	133（65）

(注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 当社の取締役が、当社の子会社であるきらぼし銀行の取締役を兼職中に、同行から当社取締役へ支払われた報酬等については、「当社の子会社からの報酬等」の欄に記載しております。
3. 取締役の報酬等には、業績連動型報酬制度にもとづく当期の費用計上額が含まれており、（ ）内書きしております。
4. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
5. 取締役及び監査役の報酬については、2015年６月26日開催の第１回定時株主総会において、取締役の報酬等の額を年額250百万円以内（うち社外取締役分は年額50百万円以内）、監査役の報酬等の額を年額80百万円以内と決議いただいております。また、上記取締役の報酬限度額とは別枠に、2018年６月28日開催の第４回定時株主総会の決議によって定められた株式報酬等の取締役（社外取締役を除く。）に対する報酬等の限度額は、３事業年度を対象として合計258百万円であります。
6. 上記支給人数には、2018年６月28日開催の第４回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役３名と監査役１名を含めております。

役員の報酬等の額の決定に関する方針

取締役の報酬を決定するに当たっての方針としては、当社グループの持続的な成長に向けた健全なインセンティブの一つとして機能するように、基本報酬に加え中長期的な業績と連動する株式交付信託を利用した株式報酬と、短期的な業績に連動する現金報酬とを組合わせた報酬としております。

また、取締役の報酬の水準に関しましては、経済や社会の情勢を踏まえ、当社及び当社の子銀行として適切な水準を決定する事としております。

イ．報酬の種類

当社の取締役（社外取締役を除く）が受ける報酬等は、基本報酬であります「月額報酬」と、経営計画の中長期的な目標係数等に連動する株式報酬と経営計画の短期的な目標係数等に連動する現金報酬から構成されます。

但し、社外取締役は、月額報酬のみとしております。

なお、監査役の報酬は月額報酬のみであり、監査役の中立性及び独立性を確保する観点から業績連動型報酬制度の対象となっておりません。

ロ．手続

・当社は、取締役の「人事・報酬」の客観性や透明性を確保するための諮問機関として、「指名・報酬協議会」を設置しております。
「指名・報酬協議会」は、取締役１名及び社外取締役２名にて構成し、委員長は社外取締役が務めております。

・ステークホルダー等に対して納得性のある報酬水準とするために、「指名・報酬協議会」では、形式面及びプロセスの妥当性を含め、当社及び子銀行の取締役報酬額の検討を行い、検討結果を基に当社の取締役会で審議の上、当社取締役の報酬額を決定しております。
子銀行取締役としての報酬額は、「指名・報酬協議会」の検討結果を基に子銀行の取締役会で決定しております。
なお、監査役の報酬額の決定につきましては、株主総会の承認枠の範囲内で、監査役の協議により決定されております。

(3) 責任限定契約

氏　名	責任限定契約の内容の概要
三浦隆治(社外取締役) 髙橋ゆき(社外取締役) 稲葉喜子(社外監査役) 東道佳代(社外監査役)	当社は、非業務執行取締役及び監査役と会社法第423条第１項の賠償責任を限定する契約を締結できることとしており、当該契約に基づく賠償の限度額は法令が規定する最低責任限度額であります。

3　社外役員に関する事項

(1) 社外役員の兼職その他の状況

氏　名	兼職その他の状況
三　浦　隆　治 (取　締　役)	三浦公認会計士事務所　公認会計士 青梅信用金庫　監事（員外） 株式会社MeUアドバイザーズ　代表取締役 株式会社bitFlyer　社外取締役
髙　橋　ゆ　き (取　締　役)	株式会社ベアーズ　創業者　取締役副社長 一般社団法人東京ニュービジネス協議会　副会長 一般社団法人全国家事代行サービス協会　副会長
稲　葉　喜　子 (監　査　役)	稲葉公認会計士事務所　公認会計士 株式会社はやぶさコンサルティング　代表取締役 株式会社東京国際会計　代表取締役 はやぶさ監査法人　代表社員 株式会社東和銀行　社外取締役 税理士法人はやぶさ会計　社員
東　道　佳　代 (監　査　役)	光和総合法律事務所　パートナー　弁護士 日本郵便輸送株式会社　社外監査役 GMOフィナンシャルホールディングス株式会社　社外取締役

(注) 1. 社外監査役東道佳代氏の職務上（弁護士）の氏名は、黒澤佳代であります。
2. 社外監査役の東道佳代氏が所属する光和総合法律事務所には、当社の子会社のきらぼし銀行が、必要に応じて業務に係る法律相談を行っております。
3. その他の兼職先と当社の間では、特別な関係はありません。

(2) 社外役員の主な活動状況

氏名	在任期間	取締役会及び監査役会への出席状況	取締役会及び監査役会における発言その他の活動状況
三 浦 隆 治 (取 締 役)	4年6ヶ月	当事業年度開催の取締役会17回全てに出席	取締役会において、公認会計士の専門的見地から、審議に必要な発言や提言を行っております。 また、同氏は当社の任意の諮問機関である指名・報酬協議会の委員としても、取締役の指名・報酬案について提言を行っております。
髙 橋 ゆ き (取 締 役)	1年9ヶ月	当事業年度開催の取締役会17回のうち15回出席	取締役会において、一般事業会社の創業・経営者としての経験から、審議に必要な発言や提言を行っております。 また、同氏は当社の任意の諮問機関である指名・報酬協議会の委員長としても、取締役の指名・報酬案について提言を行っております。
稲 葉 喜 子 (監 査 役)	4年6ヶ月	当事業年度開催の取締役会17回全てに出席、監査役会15回全てに出席	取締役会及び監査役会において、公認会計士の専門的見地から、審議に必要な発言を行っております。
東 道 佳 代 (監 査 役)	4年6ヶ月	当事業年度開催の取締役会17回全てに出席、監査役会15回全てに出席	取締役会及び監査役会において、弁護士の専門的見地から、審議に必要な発言を行っております。

(3) 社外役員に対する報酬等

(単位：百万円)

	支給人数	当社からの報酬等	当社の親会社等からの報酬等
報酬等の合計	5名	33	—

(注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 上記支給人数には、2018年６月28日開催の第４回定時株主総会終結の時をもって退任した社外取締役１名を含めております。

(4) 社外役員の意見

該当ありません。

4　当社の株式に関する事項

(1) 株式数

発行可能株式総数	普通株式	100,000千株
	第１回第一種優先株式	5,000千株
	第２回第一種優先株式	5,000千株
	第二種優先株式	2,000千株
発行済株式の総数	普通株式	30,650千株
	第１回第一種優先株式	750千株
	第二種優先株式	2,000千株
		(自己株式177千株を含む)

(注) 株式数は、千株未満を切り捨てて表示しております。

(2) 当年度末株主数

普通株式	29,678名
第１回第一種優先株式	1名
第二種優先株式	1名

(3) 大株主

普通株式

株主の氏名又は名称	当社への出資状況	
	持株数	持株比率
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	2,398 千株	7.86 %
三井住友信託銀行株式会社	2,290	7.51
東京都	1,197	3.93
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	925	3.03
東京きらぼしフィナンシャルグループ従業員持株会	917	3.01
株式会社みずほ銀行	715	2.34
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口5)	521	1.71
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口9)	487	1.60
株式会社マースグループホールディングス	400	1.31
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口4)	375	1.23

(注) 1. 持株数は、千株未満を切り捨てて表示しております。
2. 持株比率は、発行済株式の総数から自己株式を控除して算出し、小数点第３位以下を切り捨てて表示しております。

第１回第一種優先株式

株主の氏名又は名称	当社への出資状況	
	持株数	持株比率
三井住友信託銀行株式会社	750 千株	100.00 %

第二種優先株式

株主の氏名又は名称	当社への出資状況	
	持株数	持株比率
東京都	2,000 千株	100.00 %

5　当社の新株予約権等に関する事項

当社が、会社法に基づき、当社並びに当社の子会社であるきらぼし銀行の取締役（社外取締役を除く）に対し、職務執行の対価として発行した新株予約権の内容の概要は次のとおりであります。

	新株予約権の割当日	新株予約権の個数	目的となる株式の種類及び数	発行価額（新株予約権１個当たり）	行使価額（株式１株当たり）	行使期間
第１回新株予約権	2015年８月３日	120個	普通株式 12,000株	388,100円	１円	2015年８月３日から 2045年８月２日まで
第２回新株予約権	2016年８月１日	220個	普通株式 22,000株	269,500円	１円	2016年８月１日から 2046年７月31日まで
第３回新株予約権	2017年８月１日	151個	普通株式 15,100株	279,500円	１円	2017年８月１日から 2047年７月31日まで

(1) 事業年度の末日において当社の取締役（社外取締役を除く）が有している当社の新株予約権等

	新株予約権の個数	目的となる株式の種類及び数	保有人数	保有個数
第１回新株予約権	24個	普通株式　2,400株	３名	24個
第２回新株予約権	62個	普通株式　6,200株	４名	62個
第３回新株予約権	72個	普通株式　7,200株	７名	72個

(2) 事業年度中に使用人等に交付した当社の新株予約権等

該当ありません。

6　会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の状況

(単位：百万円)

氏名又は名称	当該事業年度に係る報酬等	そ　の　他
EY新日本有限責任監査法人 指定有限責任社員 業務執行社員　小　澤　裕　治 指定有限責任社員 業務執行社員　窪　寺　　信 指定有限責任社員 業務執行社員　日　下　部　恵　美	17	当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査活動実績と計画などについて関連部署からヒアリング等を行ない、その内容が適切であるか、また、監査時間と報酬単価についても合わせて検討した上で、会計監査人報酬等について会社法第399条第１項の同意を行なっております。

(注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。
3. 当社、子会社及び子法人等が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額は、129百万円であります。

(2) 責任限定契約

該当ありません。

(3) 会計監査人に関するその他の事項

イ　会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が会計監査人を解任いたします。

また、監査業務における品質管理体制、職務執行状況並びにその他の事由により解任又は不再任とすることが妥当であると判断した場合には、監査役会が株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

ロ　当社の会計監査人以外の監査法人が監査を行っている重要な子会社および子法人等

該当ありません。

7　財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

該当ありません。

8　業務の適正を確保する体制

内部統制基本方針につきまして、取締役会決議の内容及び内部統制の運用状況の概要は、次のとおりです。

【内部統制基本方針】

当社は、会社法及び会社法施行規則に基づき、当社及びグループ会社の「業務の適正を確保するための体制」を整備するため、以下のとおり、「内部統制基本方針」を取締役会で決議し、その実効性の向上に努める。また、今後も適宜見直しを行い、内容の充実を図っていく。

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
   (1) 当社は、当社及びグループ会社の役職員が法令・定款及び社会規範を遵守し、業務の適正かつ健全な運営を図るために、コンプライアンス基本方針を制定する。また、コンプライアンスの具体的な行動指針として、コンプライアンス基本規程を制定する。
   (2) 当社は、コンプライアンス委員会及びコンプライアンス統括部署を設置し、当社及びグループ会社のコンプライアンス遵守状況を統合的に把握・管理すると共に、コンプライアンスに関する体制を整備する。
   (3) 当社は、被監査部門から独立した監査部を設置し、監査部は、当社及びグループ会社の運営状況の監査を定期的に実施し、監査結果を取締役会へ報告する。
   (4) 当社は、内部通報管理規則に基づき、役職員の法令違反行為に関する相談・通報窓口を設け適正に処理すると共に、通報者等を保護する体制を整備する。
   (5) 当社は、顧客保護等管理方針及び利益相反管理方針を制定し、当社及びグループ会社のお客さまの保護及び利便性向上に向けた体制を整備すると共に、お客さまの利益を不当に害することがないよう利益相反を管理する体制を整備する。
   (6) 当社は、反社会的勢力との関係遮断の基本方針として定める反社会的勢力への対応に係る基本方針に基づき、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力との関係遮断のための体制を整備する。また、反社会的勢力からの不当要求等について組織的に対応する。
   (7) 当社は、インサイダー取引未然防止管理規則に基づき、業務上知り得た当社及びグループ会社の取引先に関する未公表の重要事実を適切に管理する体制を整備する。
2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
   当社は、取締役の職務の執行に係る情報を相当期間保存・管理する態勢を構築する。また、

文書管理規程に基づき、株主総会、取締役会等取締役が関与する重要会議の議事録を作成し、保存するものとする。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(1) 当社は、当社及びグループ会社の経営の健全性を確立し、各種リスクに見合った適正な収益を確保するためにグループリスク管理基本方針を制定する。

(2) 当社は、当社及びグループ会社の業務の適切性及び健全性を確保するため、統合的リスク管理規程を制定し、リスクの種類・範囲に対応した適正なリスク管理を行う。

(3) 当社は、リスク管理委員会及びリスク管理統括部署を設置し、当社及びグループ会社における各種リスクを管理すると共に、損失の危険を管理するための体制を整備する。

(4) 当社は、監査部がリスク管理統括部署のリスク管理態勢の適切性及び有効性を検証する体制を構築し、リスク管理態勢の充実強化を図る。

(5) 当社は、危機発生時において速やかに業務の復旧を図るため、業務継続に関する基本方針を制定し、危機管理について適切に態勢整備を行う。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(1) 当社は、経営目標を定めると共に、経営計画を制定し、適切な手法に基づく経営管理を行う。

(2) 当社は、取締役会規程を制定し、取締役会を適切に運営すると共に、経営会議等を設置し、取締役会より一定事項の決定等を委任する。経営会議等は、受任事項の決定のほか、取締役会の意思決定に資するため取締役会決議事項を事前に検討する。

(3) 当社は、取締役をはじめ全役職員の職務の執行が効率的に行われるよう組織規程、業務分掌規則、及び職務権限規則等により職務・権限・意思決定のルールを定める。

5. 当社及びグループ会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

(1) 当社及びグループ会社は、経営理念に基づき、企業集団としての事業戦略を共有し、グループ一体となった経営を行う。当社によるグループ会社の管理については、グループ経営管理規程において、子会社等の経営計画等の重要事項についての協議・報告等に関する基本的なルールを定め、当社グループの健全かつ適切で効率的な運営を確保する体制を整備する。

(2) 当社及びグループ会社は、財務報告に係る内部統制の基本方針に基づき、当社及びグループ会社の財務報告に係る内部統制態勢を整備し、財務報告の適正性・信頼性を確保する。

(3) 当社及びグループ会社は、グループ内取引等について法令等に則した適切な対応を行うとともに、グループ内取引等に係る基本方針、グループ内の業務提携等に係る基本方針に基づき、当社グループの業務の健全性の確保に重点を置いた適切な管理を行う。

(4) 当社は、当社役員、グループ会社（連結子会社・持分法適用会社）、主要株主等、財務諸表等規則第８条第17項に掲げる者との間で行う取引（関連当事者間取引）に関して関連当

事者間取引管理に関する基本方針を定め、法令等に則り各社の業務の健全性および適切性並びに株主共同の利益を確保する。

(5) 監査部は、内部監査に関する基本方針に基づき、業務の適正な運営を確保するため監査を実施し、かつその適正化を図るために必要な助言を行う。

(6) 当社は、当社及びグループ会社の役職員がグループ会社における重大な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事項を発見した場合に、直ちに当社の取締役に報告する体制を整備する。また、子会社から当社に報告を行う基準を明示し、グループ経営上必要となる事項等に係る報告体制を整備する。

(7) 当社は、(6)で報告を行った役職員が報告を理由として不利益な取扱いを受けない体制を整備する。

6. 監査役の職務を補助すべき使用人を置くことに関する事項

監査役が、その職務について効率性及び実効性を高めるため、監査役の職務を補助すべき使用人（以下、「補助者」という）を配置する。

7. 前号の補助者の取締役からの独立性に関する事項

(1) 補助者の任命・異動・人事評価・懲戒処分については、あらかじめ監査役の同意を得るものとする。

(2) 当社は、補助者に業務執行に係る役職を兼務させない体制を整備する。

8. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

(1) 当社及びグループ会社の取締役及び使用人は、監査役報告規程に基づき、当社及びグループ会社に著しい損害を及ぼすおそれがあることを発見したときは、当該事実を監査役へ報告する。また、監査役は、法令及び諸規則に定める事項のほか、必要に応じて、取締役及び内部監査部門等の使用人その他の者に対して報告を求めることができる。なお、監査役等へ報告をした者に対し、当該報告を理由として不利益な取扱いを行わない。

(2) 当社は、当社の内部監査部門から当社の監査役に当社及びグループ会社の内部監査結果を報告する体制を整備する。

9. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(1) 当社は、監査役が会計監査人、代表取締役、リスク管理部門、監査部門、内部統制機能を所管する社内部署と意見交換を行うなど、連携を図ることにより、監査が実効的に行われる体制を整備する。

(2) 当社は、監査役がその職務の執行により生ずる費用の前払または償還並びに債務の処理等を当社に対し求めた場合は、速やかに当該費用の処理を行う。また、監査役が必要と考える場合には、外部専門家の助言等を得るための費用を負担する。

【内部統制の運用状況の概要】

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
   - 当社は、お客さまの保護、利便性の向上、利益相反管理、反社会的勢力との関係遮断、インサイダー取引未然防止管理に係る体制を各々整備し、適切に運用しています。
   - 当社は、コンプライアンス基本方針やコンプライアンス基本規程に基づき、年度毎にコンプライアンス・プログラムを策定し、具体的施策を実施しています。2018年度はコンプライアンス委員会を11回開催するなどにより、グループ全体のコンプライアンス遵守状況を適切に把握・管理しています。
   - 当社監査部は、当社及びグループ会社の運営状況の監査を定期的に把握し、監査結果を取締役会へ報告しています。
2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
   - 当社は、文書管理規程に基づき、株主総会議事録、取締役会議事録等を作成し、適切に保存しています。
3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
   - 当社は、グループリスク管理基本方針及び統合的リスク管理規程等を定めるとともに、リスク管理委員会及びリスク管理統括部署を設置し、当社及びグループ全体としての各種リスクの的確な管理を実施しています。また、内部監査部門による統合的リスク管理態勢の監査等を通じて、当社グループのリスク管理態勢の充実整備に努めています。2018年度は、リスク管理委員会を14回開催した他、危機発生時に備え業務継続に係わる訓練を実施しました。
4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
   - 当社取締役会は、法令、定款、取締役会規程等に基づき、経営方針や経営戦略などの重要な事項を決定するとともに、業務執行状況及びその他重要事項の報告を受けるなど取締役の職務執行を適切に監督しています。2018年度は、取締役会を17回開催し、当社グループの経営戦略やコーポレートガバナンス態勢等について、適切な審議を実施しました。
   - また、取締役会の下に取締役で構成される経営会議を設置し、原則として毎週１回開催するほか必要に応じて随時開催しており、取締役会の決議事項以外の業務執行に関する重要事項を決定するとともに、業務執行状況及びその他重要事項の報告を受けています。2018年度は、経営会議を50回開催し、業務執行状況等について適切な審議を行いました。
5. 当社及びグループ会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
   - 当社では、グループ経営管理規程等を策定し、子会社等の経営計画等の重要事項についての協議・報告等に関する基本的なルールを定め、グループ全体の業務の健全かつ適切な運営を確保しています。
   - グループ内の他の部門から独立した監査部が、内部監査に関する基本方針に基づき、当社及びグループ会社の業務運営について検証等を行っています。

・当社及びグループ会社の財務報告に係る内部統制については、財務報告に係る内部統制の基本方針等に基づき適切な運用及び評価を実施しています。
・当社及びグループ会社は、関連当事者間取引管理に関する基本方針等を定め、グループ会社間等との取引について適切に管理しています。

6. 監査役の職務を補助すべき使用人を置くことに関する事項
・当社は、業務執行部門から独立した専任の使用人（以下「補助者」）が監査役の職務を補助しています。

7. 前号の補助者の取締役からの独立性に関する事項
・補助者の異動・評価等は、監査役の同意を得る等、取締役からの独立性を確保しています。

8. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
・当社では監査役報告規程を定め、当社及びグループ会社に著しい損害を及ぼすおそれがあることを発見したときは、当該事実を監査役へ報告することとしています。
なお、監査役等へ上記報告をした者に対し、当該報告を理由として、解雇その他不利益な取扱いを行ってはならないこととしています。
・当社及び子会社監査部は監査役と定期的に意見交換を実施し、内部監査結果の課題及び監査役監査の状況について意見交換をしています。

9. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
・当社監査役は監査役監査基準に従い取締役会に出席するとともに、経営会議等の重要な会議に監査役が出席することにより、取締役及び使用人等から必要な報告を受けています。また、代表取締役並びに他取締役（社外取締役含む）、子会社監査役と定期的に意見交換等を実施しています。なお監査役会においては、必要に応じて、社内各部署が出席し情報の提供及び報告を受けています。

9　特定完全子会社に関する事項

特定完全子会社の名称	特定完全子会社の住所	当事業年度末日における特定完全子会社の株式の帳簿価額の合計額
株式会社きらぼし銀行	東京都港区南青山 三丁目10番43号	百万円 193,474

（注）当事業年度末日における当社貸借対照表の資産の部の合計額は、195,961百万円であります。

10 親会社等との間の取引に関する事項

該当ありません。

11 会計参与に関する事項

該当ありません。

12 その他

剰余金の配当等を取締役会が決定する旨の定款の定めがある時は、当該定款の定めにより取締役会に与えられた権限の行使に関する方針

銀行持株会社としての公共性に鑑み、適正な内部留保による財務の健全性の確保に努めるとともに、株主の皆さまに対する利益還元を経営の重要施策の一つと位置付け、継続的かつ安定的な配当を実施することを基本方針としております。

連結計算書類

第５期末 (2019年３月31日現在) 連結貸借対照表

(単位：百万円)

科　目	金　額
(資　産　の　部)	
現金預け金	402,718
コールローン及び買入手形	2,308
買入金銭債権	59,326
商品有価証券	973
有価証券	1,095,059
貸出金	3,696,398
外国為替	5,984
その他資産	47,525
有形固定資産	60,266
建物	19,696
土地	35,451
リース資産	1,538
建設仮勘定	226
その他の有形固定資産	3,354
無形固定資産	3,097
ソフトウェア	2,054
リース資産	116
その他の無形固定資産	926
退職給付に係る資産	14,128
繰延税金資産	5,940
支払承諾見返	5,596
貸倒引当金	△ 26,112
資　産　の　部　合　計	5,373,212

科　目	金　額
(負　債　の　部)	
預金	4,527,089
譲渡性預金	16,100
コールマネー及び売渡手形	113,329
債券貸借取引受入担保金	344,918
借用金	43,566
外国為替	533
信託勘定借	245
その他負債	24,561
賞与引当金	1,701
役員賞与引当金	158
株式報酬引当金	82
退職給付に係る負債	65
役員退職慰労引当金	20
ポイント引当金	39
利息返還損失引当金	8
睡眠預金払戻損失引当金	1,351
偶発損失引当金	656
繰延税金負債	61
支払承諾	5,596
負　債　の　部　合　計	5,080,087
(純　資　産　の　部)	
資本金	27,500
資本剰余金	150,473
利益剰余金	109,053
自己株式	△ 804
株主資本合計	286,223
その他有価証券評価差額金	7,923
土地再評価差額金	△ 242
為替換算調整勘定	8
退職給付に係る調整累計額	△ 1,250
その他の包括利益累計額合計	6,440
新株予約権	56
非支配株主持分	404
純　資　産　の　部　合　計	293,124
負債及び純資産の部合計	5,373,212

第５期（2018年４月１日から2019年３月31日まで）連結損益計算書

（単位：百万円）

科　　目	金　　額	
経常収益		**78,777**
資金運用収益	**58,497**	
貸出金利息	43,079	
有価証券利息配当金	14,121	
コールローン利息及び買入手形利息	36	
預け金利息	300	
その他の受入利息	960	
信託報酬	**107**	
役務取引等収益	**16,585**	
その他業務収益	**872**	
その他経常収益	**2,715**	
償却債権取立益	91	
その他の経常収益	2,623	
経常費用		**75,297**
資金調達費用	**3,522**	
預金利息	1,192	
譲渡性預金利息	2	
コールマネー利息及び売渡手形利息	817	
債券貸借取引支払利息	1,340	
借用金利息	88	
その他の支払利息	81	
役務取引等費用	**3,286**	
その他業務費用	**1,200**	
営業経費	**57,502**	
その他経常費用	**9,785**	
貸倒引当金繰入額	3,732	
その他の経常費用	6,053	
経常利益		**3,480**
特別利益		**0**
固定資産処分益	0	
特別損失		**111**
固定資産処分損	111	
税金等調整前当期純利益		**3,368**
法人税、住民税及び事業税	**1,079**	
法人税等調整額	**△2,655**	
法人税等合計		**△1,575**
当期純利益		**4,944**
非支配株主に帰属する当期純利益		**30**
親会社株主に帰属する当期純利益		**4,914**

第５期（2018年４月１日から2019年３月31日まで）連結株主資本等変動計算書

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	27,500	150,576	106,206	△625	283,657
当期変動額					
連結子会社株式の取得による持分の増減		△1			△1
剰余金の配当			△2,066		△2,066
親会社株主に帰属する当期純利益			4,914		4,914
自己株式の取得				△231	△231
自己株式の処分		△7		52	45
子会社持分の変動		△93			△93
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	—	△102	2,847	△178	2,566
当期末残高	27,500	150,473	109,053	△804	286,223

（単位：百万円）

	その他の包括利益累計額					新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	6,075	△242	10	1,146	6,989	101	271	291,020
当期変動額								
連結子会社株式の取得による持分の増減								△1
剰余金の配当								△2,066
親会社株主に帰属する当期純利益								4,914
自己株式の取得								△231
自己株式の処分								45
子会社持分の変動								△93
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	1,848	—	△1	△2,396	△549	△45	133	△461
当期変動額合計	1,848	—	△1	△2,396	△549	△45	133	2,104
当期末残高	7,923	△242	8	△1,250	6,440	56	404	293,124

計算書類

第５期末 (2019年３月31日現在) 貸借対照表

(単位：百万円)

科　目	金　額
(資　産　の　部)	
【流動資産】	**2,194**
現金及び預金	1,757
未収入金	16
前払費用	16
未収還付法人税等	403
仮払金	0
預け金	0
【固定資産】	**193,755**
【投資その他の資産】	193,755
関係会社株式	193,744
繰延税金資産	11
【繰延資産】	**11**
創立費	7
株式交付費	4
資　産　の　部　合　計	**195,961**

科　目	金　額
(負　債　の　部)	
【流動負債】	**102**
未払金	1
未払配当金	44
未払法人税等	17
預り金	3
仮受金	0
賞与引当金	24
役員賞与引当金	9
【固定負債】	**5**
株式報酬引当金	5
負　債　の　部　合　計	**107**
(純　資　産　の　部)	
【株主資本】	**195,797**
資本金	27,500
資本剰余金	166,484
資本準備金	56,219
その他資本剰余金	110,264
利益剰余金	2,618
その他利益剰余金	2,618
繰越利益剰余金	2,618
自己株式	△ 804
【新株予約権】	**56**
新株予約権	56
純　資　産　の　部　合　計	**195,854**
負債及び純資産の部合計	**195,961**

第５期（2018年４月１日から2019年３月31日まで）損益計算書

（単位：百万円）

科　　目	金　　額	
営業収益		**3,110**
関係会社受取配当金	2,118	
関係会社受入手数料	992	
営業費用		**798**
販売費及び一般管理費	798	
営業利益		**2,311**
営業外収益		**0**
受取利息	0	
雑収入	0	
営業外費用		**36**
支払手数料	3	
雑損失	0	
創立費償却	14	
株式交付費償却	18	
経常利益		**2,275**
特別損失		**74**
関係会社株式評価損	74	
税引前当期純利益		**2,201**
法人税、住民税及び事業税	**46**	
法人税等調整額	**5**	
法人税等合計		**51**
当期純利益		**2,149**

第５期（2018年４月１日から2019年３月31日まで）株主資本等変動計算書

（単位：百万円）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	27,500	56,219	110,272	166,491
当期変動額				
剰余金の配当				
当期純利益				
自己株式の取得				
自己株式の処分			△7	△7
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)				
当期変動額合計	―	―	△7	△7
当期末残高	27,500	56,219	110,264	166,484

（単位：百万円）

	株主資本				新株予約権	純資産合計
	利益剰余金		自己株式	株主資本合計		
	その他利益剰余金	利益剰余金合計				
	繰越利益剰余金					
当期首残高	2,535	2,535	△625	195,900	101	196,002
当期変動額						
剰余金の配当	△2,066	△2,066		△2,066		△2,066
当期純利益	2,149	2,149		2,149		2,149
自己株式の取得			△231	△231		△231
自己株式の処分			52	45		45
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					△45	△45
当期変動額合計	82	82	△178	△102	△45	△148
当期末残高	2,618	2,618	△804	195,797	56	195,854

監査報告書

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

2019年５月９日

株式会社　東京きらぼしフィナンシャルグループ
　取　締　役　会　御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　小　澤　裕　治　㊞
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　窪　寺　　信　㊞
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　日下部　恵　美　㊞

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、株式会社東京きらぼしフィナンシャルグループ（旧会社名 株式会社東京TYフィナンシャルグループ）の2018年４月１日から2019年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社東京きらぼしフィナンシャルグループ（旧会社名 株式会社東京TYフィナンシャルグループ）及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

2019年５月９日

株式会社　東京きらぼしフィナンシャルグループ
　取　締　役　会　御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　小　澤　裕　治　㊞
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　窪　寺　　信　㊞
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　日下部　恵　美　㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社東京きらぼしフィナンシャルグループ（旧会社名 株式会社東京TYフィナンシャルグループ）の2018年４月１日から2019年３月31日までの第５期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告書　謄本

監査報告書

当監査役会は、2018年４月１日から2019年３月31日までの第５期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、会社の業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、定期的に子会社から事業の報告を受け、説明を求めました。

② 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及びEY新日本有限責任監査法人から当該内部統制の評価及び監査状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

２．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
なお、事業報告に記載の子会社の元行員による不祥事件については、「不祥事件調査・再発防止プロジェクトチーム」による調査・検証を行なうとともに、同プロジェクトチームの調査・分析結果を踏まえた再発防止策を策定し、内部管理態勢の強化を図り、再発防止に取組んでいることを確認しております。引き続き、その取組状況を継続的に注視してまいります。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果
会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2019年５月10日

株式会社　東京きらぼしフィナンシャルグループ　監査役会

常勤監査役　真　壁　幹　夫　㊞
常勤監査役　野邊田　　覚　㊞
社外監査役　稲　葉　喜　子　㊞
社外監査役　東　道　佳　代　㊞

以　上

第５回定時株主総会
会場のご案内

会　場

きらぼし銀行本店（青山オフィス）
８階会議室
東京都港区南青山三丁目10番43号

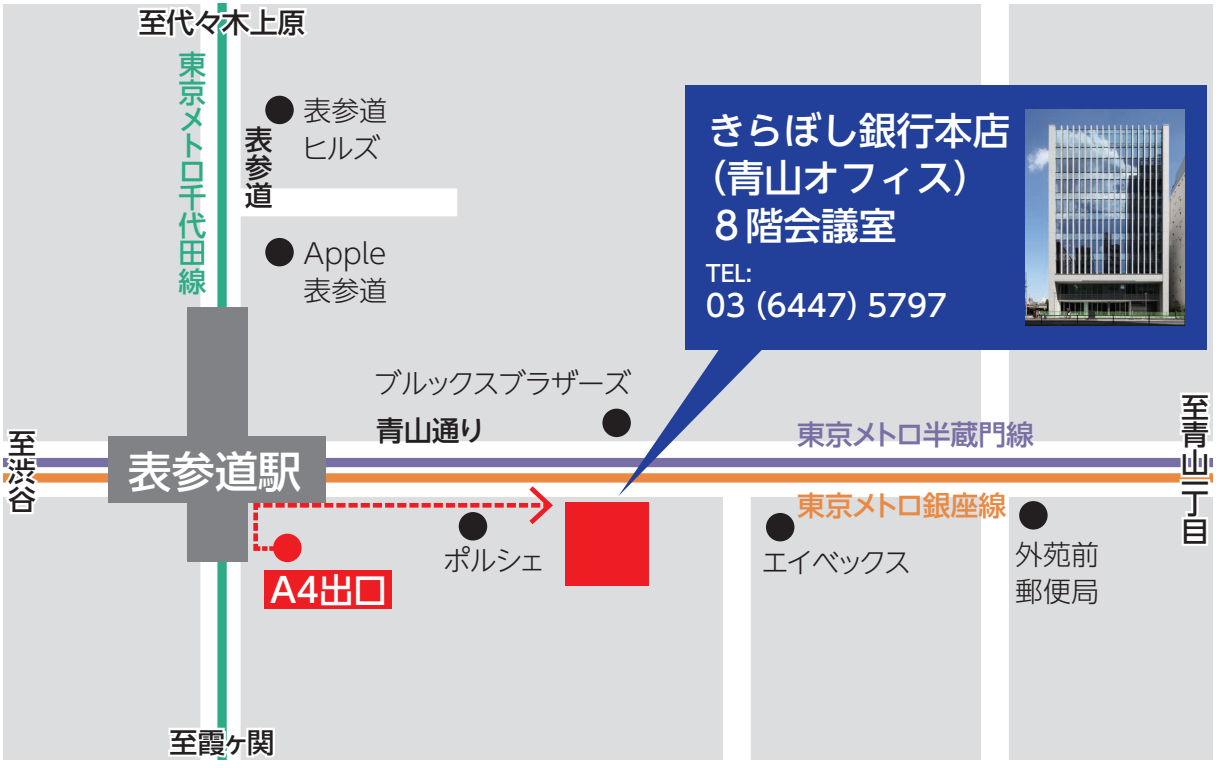

交通手段

東京メトロ
●銀座線 ●千代田線 ●半蔵門線 「表参道駅」 A4出口 より徒歩約３分
ご来場の際は**公共交通機関**をご利用くださいますようお願い申し上げます。

株式会社 東京きらぼしフィナンシャルグループ

UD FONT
見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。